

○熊本県警察証明事務取扱要綱の制定について（通達）

平成30年9月18日

熊警第1054号

熊本県警察における警察証明については、各種証明の取扱いに関する訓令（昭和38年熊本県警察本部訓令甲第11号）及び「各種証明の取扱いに関する訓令の運用について（通達）」（昭和50年12月27日付け熊警第2115号）に基づき取り扱ってきたところである。

この度、警察証明に関する事務の適正化及び効率化を図るため、警察証明の範囲、事務手続等に関する規定を整備した別添「熊本県警察証明事務取扱要綱」を制定して、平成30年10月1日から施行することとしたので、その取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、前記訓令にあっては各種証明の取扱いに関する訓令を廃止する訓令（平成30年熊本県警察本部訓令第13号）により平成30年10月1日付けで廃止し、前記通達にあっては本通達の施行をもって廃止する。

別添

熊本県警察証明事務取扱要綱

第1 趣旨

熊本県警察における警察証明の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 警察証明

警察の所管に係る事務に関し、証明を必要とする者からの申請に係る事実があったこと又は届出を受理したことについて、証明書を交付して行う証明をいう。

(2) 事実証明

警察証明のうち、申請に係る事実があつたことについての証明をいう。

(3) 届出証明

警察証明のうち、申請に係る届出を受理したことについての証明をいう。

第3 証明者

警察証明は、証明を必要とする者からの申請に係る事実又は届出（以下これらを「証明事項」という。）を取り扱った所属長が行うものとする。

第4 警察証明の取扱いの方針

1 事実証明の範囲

事実証明は、事実を確認することができ、かつ、証明の必要性が客観的に認められるものに限り、行うものとする。

2 届出証明の範囲

届出証明は、次のいずれかに該当するものに限り、行うものとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる物件の遺失又は盜難被害に係る届出証明であつて、同表の中欄に掲げる使用目的のために同表の右欄に掲げる提出先に証明書を提出するためのもの

物件	使用目的	提出先
1 在留カード	再交付の申請	入国管理局
2 特別永住者証明書	再交付の申請	市区町村
3 旅券	紛失の届出	都道府県
4 雑損控除の対象となる物件	雑損控除の申請	税務署
5 有価証券等	公示催告の申立て	簡易裁判所

(2) 法令により警察の証明を要することが規定されているもの

(3) 証明を行う官公庁等がなく、その証明が得られない場合は申請者がその責によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察

がその証明を行うことが適当であるもの

(4) 官公庁等において、証明がない場合には事務の取扱い上、著しく支障を来すもので、当該官公庁等において証明に係る事実の調査を行うことが不適当である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの

(5) その他特別な事情が認められるもの

3 警察証明の申請者

警察証明は、証明事項に係る当事者本人又はその代理人（法定代理人以外の代理人にあっては、当事者本人からの委任状を提出した者に限る。以下同じ。）からの申請によるものに限り、行うものとする。

4 許可証等の再交付における届出証明の取扱い

公安委員会、警察署長等の所掌する事務に係る許可証等の再交付に当たっては、原則として、遺失又は盜難被害に係る届出証明に関する証明書の提出を求めるものとする。

第5 警察証明に関する事務手続

1 申請の受理

所属長は、警察証明の申請があったときは、申請者の本人確認（代理人による申請の場合にあっては、当事者本人の代理人であることの確認を含む。以下同じ。）並びに証明書の使用目的及び提出先の確認を行った上で、証明申請書（別記様式第1号）の提出を求め、これを受理するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該申請を受理しないことができる。

- ア 申請者が証明事項に係る当事者本人又はその代理人でないとき。
- イ 証明書の使用目的及び提出先が第4に規定する警察証明の取扱いの方針に適合しないことが明らかであるとき。

2 証明事項の確認等

警察証明の申請を受理した所属長は、当該申請に係る証明事項について

関係書類との照合等により確認するとともに、必要に応じ、証明書を提出する必要性について当該証明書の提出先に確認するものとする。

3 証明書の交付

- (1) 所属長は、2の証明事項の確認等の結果により警察証明を行うことが適當と認めるときは、証明事項並びに証明書の使用目的及び提出先を記載した証明書（別記様式第2号）を申請者に交付するものとする。
- (2) 証明書に記載する証明事項は、当該申請に係る証明事項の範囲内にとどめなければならない。
- (3) 所属長は、証明書を交付するときは、当該証明書の写しを作成し、これを保存するものとする。

4 郵送による申請の特例

- (1) 郵送による申請は、申請者が遠隔地に居住している場合その他の特別な事情がある場合に限り、受理することができる。
- (2) 郵送による申請における申請者の本人確認は、身分証明書等の写し（代理人による申請の場合にあっては、当事者本人の代理人であることを示す書類又はその写しを含む。）の送付を受けることにより行うものとする。
- (3) 郵送による申請における証明書の交付は、本人限定受取郵便（特例型）により申請者に送付して行うものとする。この場合において、郵送に要する費用は申請者に負担させるものとする。

5 在留カード等の遺失等に係る届出証明の特例

- (1) 在留カード又は特別永住者証明書の遺失又は盗難被害に係る届出証明（当該在留カード又は特別永住者証明書の再交付の申請のためのものに限る。）の申請については、証明申請書の提出を求めることなく口頭による申請を受理することができる。
- (2) (1)の場合における届出証明については、証明書に代えて、必要な事項を記載した在留カード等の届出受理内容について（別記様式第3号）

を申請者に交付するものとする。

6 警察証明を行わない場合の対応

所属長は、警察証明の申請を受理しない場合及び2の証明事項の確認等の結果により警察証明を行わない場合は、申請者に対してその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

7 警察証明に関する事務を担当する課

1から6までに規定する警察証明に関する事務手続は、所属において証明事項に関する事務を所掌する課（警察本部の所属及び課制のない警察署にあっては係）において行うものとする。

第6 留意事項

警察証明の取扱いに当たっては、次の事項に留意し、適切な処理を行うものとする。

- (1) 民事事件等に悪用されるおそれのある事項を除外すること。
- (2) 証明書の交付枚数は、諸般の事情に配意して必要な限度にとどめること。
- (3) 証明書は、即日交付すること。ただし、やむを得ない理由により即日交付することができない場合は、申請者に理由を説明し、交付日時を協議すること。
- (4) 届出証明を行う際には、申請者に対し、届出証明は単に形式的に届出を受理したことを証明するものであることから、届出内容の事実があつたことについて証明するものではないことを教示すること。
- (5) 交番、駐在所又は警備派出所においては、警察証明に関する事務を取り扱わないこと。
- (6) 警察証明における個人情報の利用及び提供については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定に基づき適正に取り扱うこと。

第7 その他

所属長は、警察証明の取扱いについて疑義が生じた場合は、警察本部警務課長又は証明事項に関する事務を所掌する警察本部の所属長と協議するものとする。

※ 別記様式（略）